

議案第103号

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年9月2日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市民プラザ条例の一部を改正する条例

川崎市民プラザ条例（平成23年川崎市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設専用利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設専用利用料

種 別	金 額			
	午 前	午 後	夜 間	全 日
	9時～12時	1時～5時	6時～ 9時30分	9時～ 9時30分
屋内広場	6,000円	8,960円	11,200円	26,160円
ホール（ステージを含む。以下同じ。）	9,670円	14,560円	18,430円	42,660円
ステージ	6,110円	8,140円	9,980円	24,230円
楽屋	1,620円	1,930円	1,930円	5,480円
会議室	1,520円	2,130円	2,540円	6,190円

和室	810円	1,120円	1,420円	3,350円	
研修室	3,760円	4,370円	4,880円	13,010円	
多目的室	2,850円	3,360円	3,970円	10,180円	
展示室	利用は1日単位とし、1日につき2,950円				
種 別	9時～12時	1時～5時	6時～9時	9時～9時	
茶室	5,390円	6,820円	8,140円	20,350円	
種 別	午 前	午後1	午後2	夜 間	全 日
	9時～12時	0時10分～ 3時10分	3時20分～ 6時20分	6時30分～ 9時30分	9時～ 9時30分
体育室	5,800円	5,290円	5,290円	6,620円	20,370円
種 別	単 位			金 額	
温水プール	1コース1回2時間まで			3,050円	

別表の1施設専用利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加え、同表備考第2項中「乗じて得た額」の次に「（10円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

別表の2設備専用利用料の表中「10,000円」を「10,180円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

川崎市民プラザの利用料金の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。